

消防団への活動援助規定（例）

（目的）

第1条 この規定は、企業としての社会貢献施策の一環として、従業員の消防団活動を援助することを目的として定めたものである。

2 従業員の消防団活動に伴う休暇等に関する事項は、従業員就業規則及び賃金規定等に特別に定める場合を除き、この規定に定めるところによる。

（対象者）

第2条 この規定の適用については、常用の全従業員のうち、消防団員に任命されている者を対象とする。

（年次有給休暇）

第3条 従業員が次の各号の一に該当する場合は、業務に支障の無い範囲内で従業員就業規則に定める年次有給休暇を付与する。

(1) 天変地異等により、消防団員として出動要請があった場合

(2) 出初式等の消防行事により消防団員として出動要請があった場合

（就業時間期間中の取り扱い）

第4条 従業員が就業時間中に消防団員として出動要請があった場合の取り扱いについては、雇用責任者若しくは現場監督者が業務に支障が及ばないと判断した場合に限り、出動を認める。

（申請手続）

第5条 前2条の規定による休暇を希望する従業員は、事前に消防団活動に従事する旨を雇用責任者若しくは現場監督者に申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由によるときは、事後に報告するものとする。

（給与）

第6条 第3条及び第4条の規定に基づく消防団活動中の給与については、従業員規則に定める所定労働時間を勤務した場合における通常の給与を支給する。

（災害補償）

第7条 消防団活動中に死亡若しくは負傷し、又は疾病にかかったときは、業務外災害として取り扱う。

第8条 この規定に定めるもののほか、消防団活動の援助に関する必要な事項は、諸般の事情を考慮し、その都度決定する。

付則 この規定は、令和 年 月 日から実施する。

この規定の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日